

志學館大学講義要項（シラバス）点検委員会規程

（設 置）

第1条 志學館大学に、志學館大学講義要項（シラバス）点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目 的）

第2条 委員会は、各科目担当教員が作成したシラバスが、研究科及び各学科が定めたカリキュラムポリシーに沿った内容になっているのか点検し、適正なシラバスを作成することを目的とする。

（任 務）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 各科目担当教員が作成したシラバスの授業内容が、研究科及び各学科が定めたカリキュラム・ポリシーに沿った内容となっているかどうかを点検する。
- (2) 改善が必要と判断した場合は、当該科目担当教員に記載内容の修正を求める。
- (3) シラバス点検の結果を運営会議において報告する。
- (4) その他シラバス作成全般に関すること。

（組 織）

第4条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長補佐（学務担当）
- (2) 各学部教務委員会の委員長
- (3) 高大接続教育センター長
- (4) 教職センター長
- (5) 研究科長により指名を受けた者
- (6) 学務課長

（委員会）

第5条 委員会に委員長を置き、学長補佐（学務担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

（事 務）

第6条 委員会の事務は、学務課で処理する。

（雑 則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。